

第 4 章 災害応急対策計画

資料 4 - 1 - 1 防災関係機関の連絡先

機 関 名		所 在 地	電話番号	
黒石市	市役所	黒石市市ノ町 11-1	0172-52-2111	
	教育委員会	黒石市内町 24-1	0172-52-2111	
	国民健康保険黒石病院	黒石市北美町一丁目 70	0172-52-2121	
消防機関	弘前地区消防事務組合消防本部	弘前市本町 2-1	0172-32-5101	
	〃 黒石消防署	黒石市追子野木一丁目 576	0172-52-4271	
	〃 〃 山形分署	黒石市上山形字村岸 9-2	0172-54-8330	
青森県	青森県総務部防災危機管理課	青森市長島一丁目 1-1	017-734-9086	
	青森県警察本部（警備第二課）	青森市新町二丁目 3-1	017-723-4211	
	黒石警察署	黒石市北美町二丁目 47-1	0172-52-2311	
	中南地域 県民局	地域健康福祉部（保健総室）	弘前市下白銀町 14-2	0172-33-8521
		地域健康福祉部（福祉総室）	弘前市下白銀町 14-2	0172-35-1622
		地域農林水産部（指導調整課）	弘前市蔵主町 4	0172-32-7223
		地域農林水産部（水利防災課）	弘前市蔵主町 4	0172-33-6056
		地域整備部（企画整備課）	弘前市蔵主町 4	0172-32-0282
	中南教育事務所	弘前市蔵主町 4	0172-32-4451	
	指定 地方 行政 機関	東北総合通信局無線通信部（陸上課）	仙台市青葉区本町 3 丁目 2-23	022-221-0682
青森労働局弘前労働基準監督署		弘前市南富田町 5-1	0172-33-6411	
〃 黒石公共職業安定所		黒石市緑町二丁目 214	0172-53-8609	
東北農政局青森県拠点		青森市長島一丁目 3-25	017-775-2151	
東北森林管理局津軽森林管理署		弘前市豊田二丁目 2-4	0172-27-2800	
東北地方整備局青森河川国道事務所		青森市中央三丁目 20-38	017-734-4560	
〃 藤崎出張所		藤崎町藤崎字村井 36-1	0172-75-3314	
〃 岩木川ダム統合管理事務所		中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢 138-2	0172-85-3035	
東北運輸局青森運輸支局		青森市浜田字豊田 139-13	017-739-1501	
東京航空局三沢空港事務所		三沢市三沢字下夕沢 83-197	0176-53-2461	
〃 青森空港出張所		青森市大谷字小谷 1-303	017-739-2240	
青森地方気象台（防災業務課）	青森市花園一丁目 17-19	017-741-7413		
陸上自衛隊第 39 普通科連隊	弘前市原ヶ平字山中 18-117	0172-87-2111		

機 関 名		所 在 地	電 話 番 号	
指 定 公 共 機 関	日本銀行青森支店	青森市中央一丁目 11-1	017-734-2151	
	日本赤十字社青森県支部	青森市長島一丁目 3-1	017-722-2011	
	日本放送協会青森放送局弘前支局	弘前市下白銀町 21-6	0172-32-5411	
	東日本高速道路(株)青森管理事務所	青森市岩渡字熊沢 250-259	017-782-1431	
	東日本電信電話(株)青森支店	青森市橋本 2-1-6	017-774-9550	
	日本郵便(株)黒石郵便局	黒石市一番町 54-1	0172-52-4213	
	日本通運(株)黒石センター	黒石市一番町 135-1	0172-52-3341	
	福山運送(株)弘前営業所	平川市大坊竹原 230-1	0172-43-1818	
	佐川急便(株)弘前営業所	黒石市追子野木三丁目 410	0172-52-8888	
	ヤマト運輸(株)黒石センター	黒石市追子野木三丁目 136-6	0120-019625	
	西濃運輸(株)弘前営業所	弘前市石川字中川原 189	0172-92-2600	
	東北電力(株)弘前電力センター	弘前市本町 1	0172-32-0238	
	KDD I (株)	東京都新宿区西新宿二丁目 3-2	03-3347-0077	
	(株)NTT ドコモ東北支社青森支店	青森市中央三丁目 19-1	017-773-5321	
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	東京都千代田区内幸町 2-1-1	03-6701-3774	
	ソフトバンクテレコム(株)	東京都港区東新橋 1-9-1	03-6888-8000	
ソフトバンクモバイル(株)	東京都港区東新橋 1-9-1	03-6889-6666		
指 定 地 方 公 共 機 関	(公社)青森県医師会	青森市新町二丁目 8-21	017-723-1911	
	黒石ガス(株)	黒石市八甲 74-1	0172-52-2131	
	(一社)青森県エルピーガス協会	青森市本町二丁目 4-10	017-775-2731	
	輸 送 機 関	弘南鉄道(株)	平川市本町北柳田 23-5	0172-44-3136
		弘南バス(株)黒石営業所	黒石市富士見 113	0172-52-3241
		(公社)青森県トラック協会南黒支部	黒石市松原 107	0172-52-7339
	放 送 機 関	青森放送(株)弘前支社	弘前市元寺町 25-1	0172-32-6131
		(株)青森テレビ弘前支社	弘前市上鞆師町 18-1	0172-34-4101
青森朝日放送(株)弘前支社		弘前市代官町 17	0172-35-8211	
(株)エフエム青森		青森市堤町一丁目 7-19	017-735-1181	
公 共 的 団 体 等	(一社)南黒医師会	黒石市乙大工町 3-1	0172-52-4747	
	黒石市社会福祉協議会	黒石市境松一丁目 1-1	0172-52-2674	
	黒石市民生委員児童委員協議会	事務局：黒石市社会福祉協議会	0172-52-2674	
	津軽みらい農業協同組合	平川市本町北柳田 23-8	0172-44-6081	
	黒石商工会議所	黒石市市ノ町 5-2	0172-52-4316	
	(公社)黒石青年会議所	黒石市市ノ町 5-2	0172-52-3369	
	黒石市赤十字奉仕団	事務局：市福祉総務課	0172-52-2111	
	黒石市連合婦人会	黒石市野添町 68-19	0172-53-3859	
	(一社)青森県建築士会南黒支部	黒石市吉乃町 88	0172-59-1800	

	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
公 共 的 団 体 等	黒石建設協会	黒石市八甲 69-17	0172-52-3417
	黒石市大工組合	黒石市西馬場尻字村元 5	0172-53-4684
	黒石市管工事業協同組合	黒石市浅瀬石字稲田 43-4	0172-53-5289
	黒石電気工事業連絡会	黒石市柵ノ木四丁目 127	0172-53-2838
	(株)エフエムジャイゴウエーブ	田舎館村高樋字八幡 10	0172-43-8210
	(株)東奥日報社黒石支局	黒石市甲大工町 8	0172-52-2351
	(株)陸奥新報社黒石支社	黒石市前町 18-10	0172-52-3351
	(株)津軽新報社	黒石市前町 48	0172-52-3191

資料 4 - 2 - 1 被害状況の報告先

組織名	回線種別	電 話		ファックス	
防災危機管理課	N T T回線	017-734-9088 017-734-9089		017-722-4867 017-734-8017	
	防災情報 ネットワーク	8-810-1-6020		文書データ伝送機能	
消防庁 応急対策室		平日 (9:30-17:45)	左記以外 (宿直室)	平日 (9:30-17:45)	左記以外 (宿直室)
	N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7537	03-5253-7553
	地域衛星通信 ネットワーク	(8-)048-500 -90-49013	(8-)048-500 -90-49102	(8-)048-500 -90-49033	(8-)048-500 -90-49036

資料4-2-2 被害報告区分

区 分		認 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者 軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位
	住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

区 分		認 定 基 準
そ の 他 の 被 害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没 および冠水	田の例に準じる。
	文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び特別支援学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止 め その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上必要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	下水道	下水道法第2条第1項第2号に規定する下水道とする。
ガス	災害により供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
公立文教施設	公立の文教施設とする。	

区 分		認 定 基 準
農 林 水 産 業 施 設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象施設となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。
公 共 土 木 施 設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
そ の 他 の 公 共 施 設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

(注)

- ① 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を修復し得ない状況に至ったものをいう。
- ② 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料 4 - 2 - 3 災害救助法の適用区分

1 適用基準の内容

災害救助法による救助は、市町村の区域を単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

ア. 原則として同一原因の災害によるものであること。

イ. 本法による救助の要否は、市町村の区域を単位に判定するものであること。

ウ. 市町村の区域を単位とする被害が次のいずれ ((ア)、(イ)) かに該当するものであること。

(ア) 市町村の区域内の住家が滅失した世帯数が次のいずれ (A・B・C・D) かに該当する場合

A 住家が滅失した世帯数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

(令第 1 条第 1 項第 1 号)

(令別表第 1)

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

B 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第 2 に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第 3 に示す数以上であること。

(令第 1 条第 1 項第 2 号)

(令別表第 2)

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000 人未満		1,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	1,500 "
2,000,000 "	3,000,000 "	2,000 "
3,000,000 "		2,500 "

(令別表第3)

市町村の区域内の人口		住家減失世帯数
5,000 人未満		15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

C 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

(令第1条第1項第3号前段)

(令別表第4)

都道府県の区域内の人口		住家減失世帯数
1,000,000 人未満		5,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	7,000 "
2,000,000 "	3,000,000 "	9,000 "
3,000,000 "		12,000 "

D 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市町村で多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(令第1条第1項第3号後段)

省令で定める特別な事情とは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合(基準省令第1条)であり、具体的には、次のような場合であること。

- a 被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
- b 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術を必要とする場合
- c 水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当する場合

(令第1条第1項第3号後段)

省令で定める基準とは以下のとおりである。

A 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合（基準省令第2条第1号）で、具体的には、次のような場合であること。

a 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

b 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

B 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合（基準省令第2条第2号）で、具体的には、次のような場合であること。

a 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

b 火山噴火、有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

c 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

i) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大

ii) 平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化

iii) 雪崩れ発生による人命及び住家被害発生

2. 災害救助法適用基準

市町村名	人口 (H26. 3. 31 現在)	全壊 全焼 流失	半壊 半焼	床上 浸水	県の被害世帯数が 1,500以上に達した 場合
黒石市	35,693	60	120	180	30

3. 滅失世帯数算出基準

区分	算定基準
全壊、全焼、流失世帯	1世帯
半壊、半焼	1 / 2世帯
床上浸水、土砂堆積	1 / 3世帯

4. 被害程度の認定基準

種 類	統 一 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重 傷 者 軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治癒できる見込みのものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
住 家 全 壊 (全 焼 ・ 全 流 出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
床 下 浸 水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したもの。
一 部 破 損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもの。

5. 急迫事態における救助の実施

市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待ついとまがないと認めたときは、災害救助法第23条に規定する救助の実施に着手することができる。(災害救助法施行細則第1条の2)

資料 4-2-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

平成 30 年 4 月 1 日適用

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 320 円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物・器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1 戸当たり平均 29.7 m ² (9 坪)を基準とする。 2 限度額 1 戸当たり 2,530,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から 20 日以内着工	1 平均 1 戸当たり 29.7 m ² 、2,401,000 円以内であればよい。 2 高齢者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高 2 年以内
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 人 1 日当たり 1,040 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間		備 考	
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊(焼)、 流失、床上浸水 等により生活上 必要な被服、寝 具、その他生活 必需品を喪失、 又は毀損し、直 ちに日常生活を 営むことが困難 な者	1 夏季(4月～9月)・冬季 (10月～3月)の季別は、災 害の発生の日をもって決定 する。		災害発生 の日から10 日以内		1 備蓄物資の価格 は年度当初の評価 額		2 現物給付に限る こと	
		2 下記金額の範囲内							
		区 分 (夏4～9月) 1人世帯 2人世帯 3人世帯 4人世帯 5人世帯						6人以上 1人増す ごとに加 算	
		全 壊 全 焼 全 流 失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
			冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600		
	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500		
医 療	医療の途を失 った者(応急的 処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、 医療器具破損等の実費		災害発生 の日から14 日以内		患者等の移送費は 別途計上			
		2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の 額以内							
		3 施術者 協定料金の額以内							
助 産	災害発生の日 以前又は以後7 日以内に分べん した者であって 災害のため助産 の途を失った者 (出産のみなら ず、死産及び流 産を含み現に助 産を要する状態 にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費		分娩した 日から7日 以内		妊婦等の移送費は 別途計上			
		2 助産婦による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額							
災害にかか った者の救出	1 現に生命、 身体が危険な 状態にある者 2 生死不明な 状態にある者	当該地域における通常の実 費		災害発生 の日から3 日以内		1 期間内に生死が 明らかにならない 場合は、以後「死 体の搜索」として 取り扱う。 2 輸送費、人件費 は別途計上			

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 584,000 円以内	災害発生の日から1か月以内	
生業に必要な資金の貸与	住宅が全壊(焼)し、又は流失し、生業の手段を失った世帯	1 生業費 1 世帯当たり 30,000 円 2 就業支度費 1 世帯当たり 15,000 円	災害発生の日から1か月以内	1 貸与期間は2年以内 2 利子は無利子
学用品の給与	住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400 円 中学校生徒 4,700 円 高等学校等生徒 5,100 円	災害発生の日から(教科書)1か月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 211,300 円以内 小人(12歳未満) 168,900 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄・消毒等) 1体当たり 3,400円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することができない者	1世帯当たり 135,400円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり (1) 医師及び歯科医師 23,700円以内 (2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,800円以内 (3) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 15,900円以内 (4) 救急救命士 14,400円以内 (5) 土木技術者及び建築技術者 16,100円以内 (6) 大工 23,400円以内 (7) 左官 23,600円以内 (8) とび職 21,900円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当は1人1時間当たり左欄に定める限度額の7.75分の1に相当する額に、100分の125から100分の150までの範囲内で知事が定める割合(午後10時から翌日の午前5時までの間に業務に従事した場合にあっては、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額(業務(知事が定める業務を除く。)に従事した時間が1箇月について60時間を超えた場合にあっては、その60時間を超えて従事した時間に対して100分の150(午後10時から翌日の午前5時までの間に業務に従事した場合にあっては、100分の175)を乗じて得た額)以内の額 旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 4-2-5 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）

（昭和 53 年 8 月 17 日改正）

1 目的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

2 適用基準

(1) この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により被災世帯が次の世帯数以上に達したときに行うものとする。

ただし、住宅の半壊、半焼した場合の世帯は、2分の1世帯、床上浸水した場合の世帯は3分の1世帯として被災世帯とみなす。

人 口	被災世帯数
2万人未満	20世帯以上
2万人以上 5万人未満	30世帯以上
5万人以上 10万人未満	40世帯以上
10万人以上	50世帯以上

(2) (1)の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であつて、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

3 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与することとし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和 30 年 4 月 19 日、青森県規則第 40 号）第 2 条第 1 項に定める別表第 1 の三の 3 の基準とする。

4 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 8 月 17 日から適用する。

（参 考）

災害救助法施行細則第 2 条第 1 項に定める別表第 1 の三の 3 の基準は、災害救助法適用時の被服、寝具等の給与基準である。

資料 4-3-1 電気通信設備の通信依頼先

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手 続
東日本電信 電話(株)	災害時 優先電話	0172-52-2117 0172-52-9977	総務課長	
	非常電報 緊急電報		総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・申し込み受付番号は 115 番。 ・「非常電報」または「緊急電報」である旨告げる。または発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書する。 ・必要理由、事情を告げる。

資料 4-3-2 無線等施設（非常通信及び専用通信施設）の通信依頼先

(1) 非常通信設備

無線通信設備	通信依頼先	通信依頼先所在地	電話番号	備 考
消 防 救 急 無 線	消防本部通信指令課	弘前市本町 2-1	32-5101	
警 察 無 線	黒 石 警 察 署	北美町二丁目 47-1	52-2311	交番、駐在所の設備を含む 東北地方非常通信協議会警察ルート
国 土 交 通 省 無 線	浅瀬石川ダム管理所	板留字杉の沢 2	54-8782	東北地方非常通信協議会建設ルート
東日本電信電話(株) 無線	東日本電信電話(株) 青森支店設備部災害 対策室	青森市橋本二丁目 1-6	017- 774-9550	
タ ク シ ー 無 線	(有)ユニオン交通 黒石タクシー営業所	山形町 88-1	52-3101	

(2) 専用通信設備

無線通信設備	通信依頼先	通信依頼先所在地	電話番号	備 考
警 察 電 話	黒 石 警 察 署	北美町二丁目 47-1	52-2311	交番、駐在所の設備を含む
消 防 電 話	消防本部通信指令課	弘前市本町 2-1	32-5101	
鉄 道 電 話	弘南鉄道黒石駅	緑町一丁目 115	52-2203	

資料 4-4-1 住民への情報伝達手段

(1) 市有広報車

(総務課 平成 30 年 4 月現在)

No.	所管課	車名	車両番号	広報設備	備考
1	総務課	三菱 パジェロミニ	青森 580 す 9823	MC, SD	防災広報車
2	市民環境課	トヨタ ハイエース	青森 800 さ 8515	MC, CA, VR	交通安全教育車
3	農林課	スバル フォレスタ	青森 300 は 3351	BSS	
4	福祉総務課	日産 バネットセレナ	青森 500 ね 8065	MC, CA, VR	博愛号
5	社会教育課	トヨタ ハイエース	青森 400 そ 2438	BSS	やまびこ
6	上下水道課	トヨタ プラド	青森 800 す 3560	MC, CA, VR	
7	上下水道課	トヨタ カローラフィールダー	青森 500 め 9435	MC, CA, VR	
8	上下水道課	トヨタ ラッシュ	青森 501 せ 7612	MC, CA, VR	
9	上下水道課	スズキ ジムニー	青森 580 ほ 9695	MC, CA, VR	
10	税務課	トヨタ プロボックス	青森 400 せ 2160	BSS	
11	総務課	三菱 パジェロミニ	青森 580 す 4471	BSS	
12	企画課	三菱 タウンボックス	青森 580 ち 4705	BSS	
13	観光課	三菱 タウンボックス	青森 580 ち 4704	BSS	
【広報設備】 MC:マイク入力端子付きアンプ CA:カセットテープ再生機能付き VR:SD カード式ボイスレコーダを付加 SD:SD カード再生機能付き Rec:録音メモリ内蔵機能付き BSS:着脱式防災スピーカーセット					

なお、市有広報車による広報だけでは不十分な場合は、弘前地区消防事務組合及び黒石市消防団に広報活動の協力を要請するとともに、他の広報手段によって周知を図る。

(2) 黒石市視聴覚障害児(者)情報連絡システム

システム概要	伝達方法	対象者	責任者	備考
あらかじめ登録した市民(災害時要援護者)に対して、火災発生情報、防災情報等を一斉送信する	電子メール、FAX、電話(自動音声)	視覚障害者 聴覚障害者	福祉総務課長	

(3) 町内会等所有の有線放送施設

No.	施設名	設置場所	管理者	電話番号	放送区域
1	大川原有線放送	大川原活性化施設	町内会長		大川原地区
2	黒森有線放送	黒森会館	行政連絡員		黒森地区
3	南中野有線放送	消防団警鐘台小屋	行政連絡員		南中野地区
4	長坂有線放送	長坂会館	町内会長		長坂地区
5	中十川有線放送	中十川消防団屯所	町内会長		中十川地区
6	あけぼの町有線放送	あけぼの町集会所	行政連絡員		あけぼの町
7	石名坂有線放送	石名坂活性化施設	町内会長		活性化施設周辺
8	出石田有線放送	出石田会館	町内会長		出石田会館周辺
9	目内沢有線放送	目内沢集会所	行政連絡員		目内沢地区
10	竹鼻有線放送	竹鼻集会所	町内会長		竹鼻地区
11	派立子有線放送	派立子集会所	町内会長		派立子地区
12	袋有線放送	袋集会所	行政連絡員		袋地区
13	追子野木有線放送	追子野木会館	町内会長	53-2231	追子野木地区
14	津軽みらい農協 浅瀬石支店有線放送	浅瀬石支店	支店長	52-4171	浅瀬石地区
15	津軽みらい農協 六郷支店有線放送	六郷支店	営農指導課	53-3645	六郷地区

※ 行政連絡員及び町内会長の電話番号（連絡先）については、総務課が別に保管する行政連絡員台帳等を参照。

(4) 浅瀬石川ダム放流警報設備（黒石市所在分）

(浅瀬石川ダム管理支所 平成30年4月現在)

番号	警報所名	所在地	警報の種類			備考
			スピーカ	サイレン	電光表示板	
1	浅瀬石川ダム	板留字杉の沢 2	○	○		
2	大川	板留字大川添 27-1	○	○		
3	落合	板留字落合野 2-1	○	○		
4	富岡	袋字富岡 56-2	○	○		
5	袋	袋字村元 6-4	○	○		
6	村元	袋字村元 105-1	○	○	○	
7	村岡	袋字村岡 109-1	○	○		
8	川原田	浅瀬石字川原田 263	○	○		
9	石名坂	石名坂字川原子 69	○	○		
10	桜田	浅瀬石字桜田 182-1	○	○		
11	清川	浅瀬石字川原田 287-3	○	○		
12	浅瀬石川橋	浅瀬石字川原田 363-1	○	○		
13	追子野木	追子野木字川原田 14-1	○	○		
14	南町	追子野木字川原田 102-30	○			
15	千歳橋	追子野木字川原田官地	○	○	○	
16	川元	追子野木字川元 179-7	○			

※浅瀬石川ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定（平成20年10月1日締結）による。

(5) 報道機関

名 称	所 在 地	電話番号
NHK 青森放送局弘前支局	弘前市下白銀町 21-6	0172-32-5411
R A B 青森放送(株)弘前支社	弘前市元寺町 25-1	0172-32-6131
A T V (株) 青森テレビ弘前支社	弘前市上鞆師町 18-1	0172-34-4101
A B A 青森朝日放送(株)弘前支社	弘前市代官町 17	0172-35-8211
(株)エフエム青森	青森市堤町一丁目 7-19	017-735-1181
(株)エフエムジャイゴウエーブ	田舎館村高樋字八幡 10	0172-43-8210
(株)東奥日報社黒石支局	黒石市甲大工町 8	0172-52-2351
(株)陸奥新報社黒石支社	黒石市前町 18-10	0172-52-3351
(株)津軽新報社	黒石市前町 48	0172-52-3191

資料 4-5-1 黒石市避難勧告等の発令基準

平成 22 年 9 月 2 日策定
 平成 25 年 10 月 9 日一部改定
 平成 30 年一部改訂予定

黒石市は、土砂災害や水害、地震などの避難を要する災害時に、住民の迅速・円滑な避難を実現するため、避難勧告等の判断基準や伝達方法を定めました。

避難勧告等は、災害により被害が発生する可能性が高まったときや、災害発生後の二次災害による被害を防止するために発令し避難を促すものですが、発令基準に達した時点で直ちに発令されるものではなく、気象予測（降雨等）や河川監視等からの報告、土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域含む。）の確認、土砂災害警戒情報など関係機関からの情報、地震の規模等を総合的に勘案して発令することとなります。

1. 避難勧告等の定義、類型及び対象地域

(1) 避難勧告等の定義

避難準備・高齢者等準備開始	一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めのタイミングで避難行動を開始することを求めるもの。
避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護する等、特に必要があると認めるときに、市町村長が居住者等に対し、避難のための立退きを勧告すること。居住者等が勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為。
避難指示（緊急）	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護する等、特に必要があると認めるときに、市町村長が居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、勧告よりも拘束力が強い。

(2) 避難勧告等の類型

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等準備開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了。 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そ

	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・人的被害の発生した状況。 	のいとまがない場合は生命を守る最低限の行動。
--	---	------------------------

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することも考えられます。

(3) 避難勧告等の発令対象地域

避難勧告等については、おおむね以下の区域が対象となります。

なお、迅速な避難を実施するために、発令対象区域外を含むものであっても同一の避難行動をとるべき地域（単位）で発令するなど、災害事態の進行及び状況を考慮し、発令区域を適切に判断して発令するものです。

土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ① 土砂災害警戒区域 ② 山腹崩壊危険地区 ③ 崩壊土砂流出危険地区 ④ 急傾斜地崩壊危険箇所 ⑤ 土石流危険箇所 ⑥ その他避難が必要とされる地域
水害	<ul style="list-style-type: none"> ① 浸水時の水位上昇速度が極めて早いと思われる区域 ② はん濫水の勢いにより家屋の損壊・流失・住民等の生命又は身体への被害が生ずるおそれがある地域 ③ 浸水（50cm以上の浸水）することにより避難上支障となるとと思われる地域 ④ 突発的な被災、又は被災するおそれのある地域 ⑤ その他避難が必要とされる地域
地震	<ul style="list-style-type: none"> ① 地震により現に被害が発生し、災害の拡大が予想される地域 ② 地震により現に被害が発生し、著しく危険が切迫している地域 ③ その他避難が必要とされる地域

2. 避難勧告等の発令基準（土砂災害）

避難勧告等は、以下の基準を参考に気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて、総合的に判断して発令することとなります。

区域等 情報等	黒石市全域
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <土砂災害警戒情報の補足情報> ・2時間後に土砂災害監視基準を超過することが予測されたとき <土石流> ・流水の異常な濁り <がけ崩れ> ・湧水量の増加 ・表面流発生

避難勧告	<土砂災害警戒情報の補足情報> ・ 1時間後に土砂災害監視基準を超過することが予測されたとき <土石流> ・ 溪流内で転石の音 ・ 流木発生 <がけ崩れ> ・ 小石がばらばら落下 ・ 新たな湧水発生 ・ 湧水の濁り
避難指示 (緊急)	<土砂災害警戒情報の補足情報> ・ 現在、土砂災害監視基準を超過しているとき <土石流> ・ 土臭いにおい ・ 地鳴り ・ 流水の急激な濁り ・ 溪流水位の激減(*) <がけ崩れ> ・ 湧水の停止 ・ 湧水の噴き出し ・ 亀裂の発生 ・ 斜面のはらみだし ・ 小石がぼろぼろ落下 ・ 地鳴り

(*)「溪流水位の激減」は、降雨が連続しているにもかかわらず溪流水位が激減した場合、溪流の上流で山腹が崩壊し天然ダムが形成された可能性が大きいので切迫性が極めて高いといわれています。

注1) 土砂災害監視基準の値を連続させたものが、土砂災害発生危険基準線です。

注2) がけ崩れについては上記の現象は時間を迫って発生せず、一度に急激に発生する場合があります。

3. 避難勧告等の発令基準（水害）

本市には、国や県が指定する洪水予報河川、水位周知河川がないことから、水害については、中小河川・水路等の増水、降った雨が排水処理されずに引き起こされる内水はん濫等があった場合を想定し、避難勧告等の発令の判断基準を次表のとおりとします。

区分	発令基準	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始	・ 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い場合。	・ 河川管理者、青森地方气象台等から情報を入手し、総合的な判断を行う。
避難勧告	・ 近隣で浸水被害、道路冠水が発生し、被害が拡大している場合。	・ 近隣で水防活動中の消防団員等から現場の状況の情報を入手し、
避難指示 (緊急)	・ 近隣で浸水が床上に及んでいる場合。	併せて河川管理者、青森地方气象台等から情報を入手しながら、水位の上昇見込み等を踏まえ、危険性を総合的に判断する。

4. 避難勧告等の発令基準（地震）

地震発生による避難勧告等の発令基準は、おおむね次のとおりとします。

区 分	発 令 基 準
避 難 勧 告	1. 強い地震（震度5弱程度以上）を覚知したとき。 2. 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。
避 難 指 示 (緊 急)	1. 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2. 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。

5. 避難勧告等の伝達内容及び方法

(1) 伝達内容

避難勧告等の伝達は、①発令者、②発令時間、③対象地域（対象者）、④避難勧告等の種類、⑤避難すべき理由（危険の度合い）、⑥避難の時期、⑦避難所、⑧注意事項など、災害実態の状況に応じた内容で発令します。

<避難準備（要援護者避難）情報の伝達文（住民あて）の例>

こちらは、黒石市です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難準備情報を出しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇公民館へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

<避難勧告の伝達文（住民あて）の例>

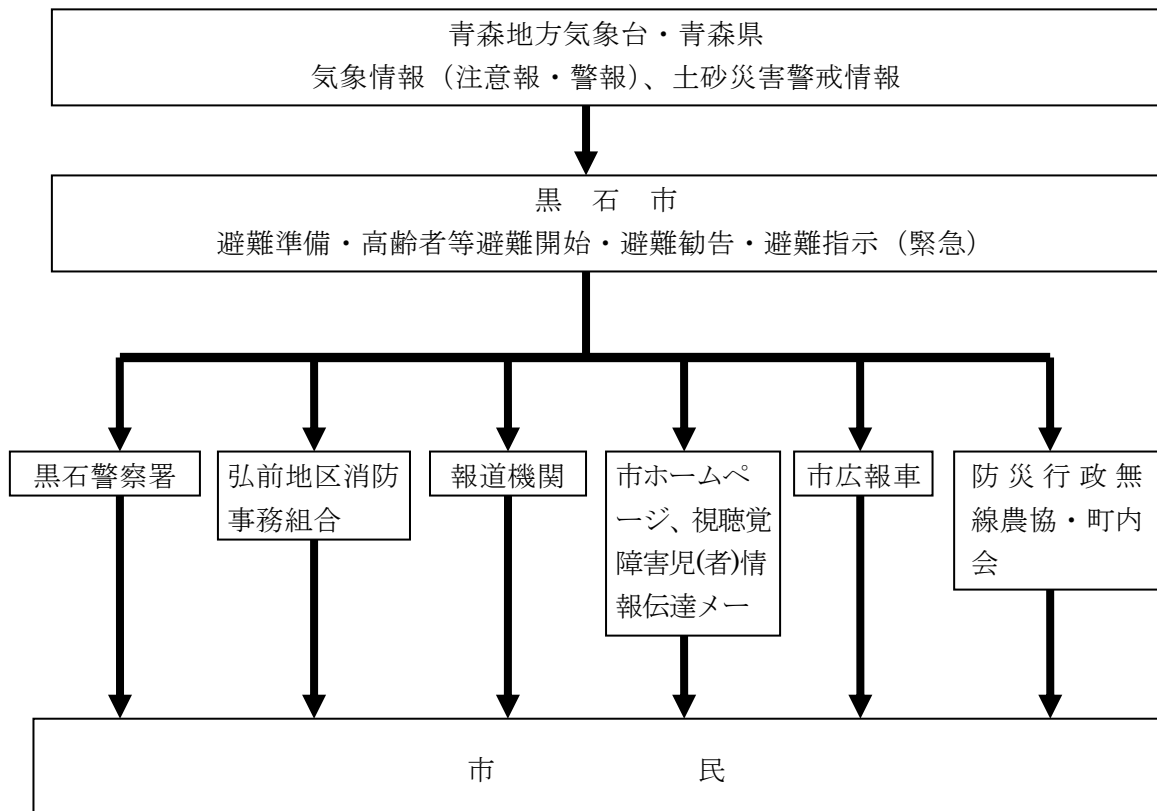
こちらは、黒石市です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難勧告を出しました。（土砂災害／浸水 が発生するおそれがありますので、）（地震発生により被害が生じるおそれがある／被害が発生しましたので、）直ちに〇〇公民館へ避難してください。できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください。

<避難指示の伝達文（住民あて）の例>

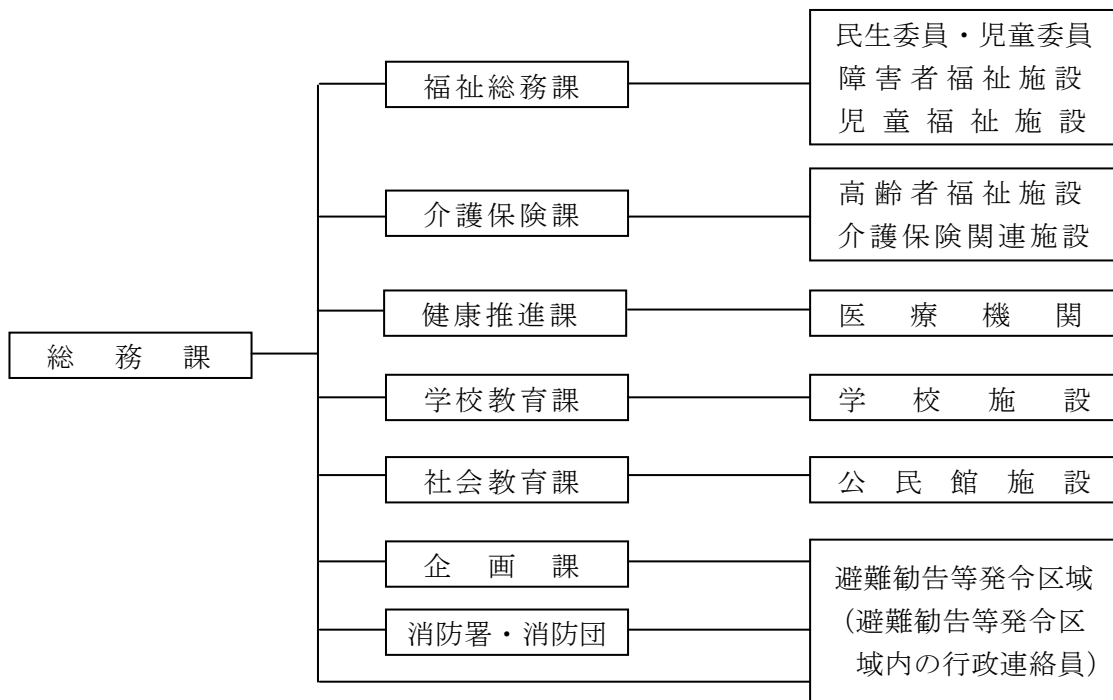
こちらは、黒石市です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。（土砂災害／浸水 で）（地震発生により被害が生じ）大変危険な状況です。避難中の方は直ちに〇〇公民館へ避難を完了してください。十分な時間がない方は、近くの安全な建物に避難してください。

(2) 伝達方法

ア 市民への伝達方法



イ 要配慮者施設等への伝達方法



資料 4 - 9 - 1 炊き出し実施場所

平成 30 年 4 月現在

実施場所	炊き出し対象区域	炊き出し能力※	器材等の整備状況	炊き出し実施班の構成
中郷公民館	北	30 食	ガス炊飯器 (3 升×1)	災害対策本部避難所班、 応援部及び炊き出し協力団体
六郷公民館	六郷	80 食	ガス炊飯器 (3 升×2) 電気炊飯器 (1 升×2)	
山形公民館	山形	80 食	ガス炊飯器 (3 升×2) 電気炊飯器 (1 升×2)	
浅瀬石公民館	浅瀬石	70 食	ガス炊飯器 (5 升×1) 電気炊飯器 (1 升×2)	
東公民館	東	150 食	ガス炊飯器 (5 升×1、4 升×1、3 升×1) 電気炊飯器 (1.5 升×2)	
中部公民館	中部	90 食	ガス炊飯器 (3 升×2) 電気炊飯器 (1.5 升×2)	
牡丹平公民館	牡丹平	50 食	ガス炊飯器 (2 升×1、3 升×1)	
追子野木会館	追子野木	140 食	ガス炊飯器 (3 升×4、2 升×1)	
上十川公民館	上十川	100 食	ガス炊飯器 (4 升×2) 電気炊飯器 (1 升×2)	
西部地区センター	西部	100 食	ガス炊飯器 (4 升×2) 電気炊飯器 (2 升×1)	
六郷小学校	市全域	140 食	ガス炊飯器 (7kg×3)	
牡丹平小学校	市全域	93 食	ガス炊飯器 (7kg×2)	
追子野木小学校	市全域	140 食	ガス炊飯器 (7kg×3)	

※ 炊き出し能力は 1 回当たりの炊飯能力とし、1 食を精米 150 g (1 合) として算出

資料 4 - 9 - 2 炊き出し協力団体

平成 30 年 4 月現在

団 体 名	代表者名	所在地（事務局）	電話番号	会員数等
黒石市赤十字奉仕団	須藤 孝子	（福祉総務課）	52-2111	210 人
黒石市女性防火クラブ	前田 容子	（総務課消防団係）	53-6336	66 人
黒石市老人クラブ連合会	棟方 義光	（老人福祉センター）	53-3961	1,107 人
黒石市連合婦人会	須藤 孝子	（社会教育課）	52-2111	185 人
北地区振興対策協議会	種市 誠	（中郷公民館）	52-3409	
六郷地区振興協議会	鎌田 誠二	（六郷公民館）	52-3830	
山形地区住みよい環境推進協議会	阿保六知秀	（山形公民館）	54-8865	
浅瀬石地区振興協議会	大寺 和美	（浅瀬石公民館）	52-3353	
東地区連絡協議会	村上 昭男	（東公民館）	52-4693	
中部地区振興協議会	奈良 浩次	（中部公民館）	53-4406	
牡丹平地区社会教育振興協議会	佐藤 修一	（牡丹平公民館）	53-3808	
追子野木地区連絡協議会	佐藤 仁志	（追子野木公民館）	53-2231	
上十川地区振興協議会	後藤 勲美	（上十川公民館）	53-5540	
西部地区連絡協議会	村上 隆彦	（西部地区センター）	53-3036	

資料４－９－３ 副食、調味料等の調達先

(1) スーパーストア・マーケット

名 称	所 在 地	電話番号	調達可能数量	備 考
弘南生協コープ黒石店	緑町一丁目 115	52-7272		
駒井スーパー(有)	前町 60	52-2455		
佐藤長(株)寿町店	寿町 1	59-0556		
ベニーマート黒石店	ちとせ一丁目 155	59-1095		
マックスバリュ黒石店	錦町 2	59-0181		
ユニバース黒石駅前店	ぐみの木三丁目 65-2	59-0200		
ユニバース黒石富士見店	富士見 111	59-3300		
メガ黒石店	ちとせ三丁目 2	52-9887		

(2) 牛乳販売店

名 称	所 在 地	電話番号	調達可能数量	備 考
みるく・はーと	袋井一丁目 106	52-2984		
明治牛乳黒石販売所	ちとせ一丁目 90	52-3662		
森永牛乳虻川乳販	昭和町 59	52-2587		

(3) コンビニエンスストア

名 称	所 在 地	電話番号	調達可能数量	備考
スマイルキッチン青山店	青山 81-1	53-6277		
サークルK黒石柵ノ木店	柵ノ木一丁目 63	53-6712		
サンクス黒石あけぼの町店	あけぼの町 104-1	59-3694		
サンクス黒石中川店	中川字花岡 52	59-0105		
ファミリーマート黒石追子野木一丁目店	追子野木一丁目 182-1	59-2526		
ファミリーマート黒石鍛冶町店	山形町 119-1	59-1030		
ファミリーマート黒石西ヶ丘店	西ヶ丘 297-1	59-3558		
ローソン黒石南中野店	南中野字才ノ神 20-1	88-6436		
ローソン黒石浅瀬石店	浅瀬石字村上 357-1	53-6863		
ローソン黒石追子野木三丁目店	追子野木三丁目 436	53-3588		
ローソン黒石花園町店	花園町 2-5	53-7636		
ローソン黒石袋井店	袋井二丁目 29-1	53-8668		
ローソン黒石緑ヶ丘店	緑ヶ丘 17-2	59-1636		
ローソン黒石角田店	角田 22-1	59-2700		
セブンイレブン黒石市ノ町店	市ノ町 18-6	52-3550		

資料 4-10-1 地域内所在の給水資機材一覧

(上下水道課 平成 30 年 4 月現在)

所有者等	給水タンク			給水缶			給水袋			備考
	種別	数量	全容量	種別	数量	全容量	種別	数量	全容量	
黒石市	1 m ³	4 台	4.0 m ³	20 L	80 個	1.6 m ³	10 L	490 枚	4.9 m ³	
	1.2 m ³	1 台	1.2 m ³	10 L	100 個	1.0 m ³	6 L	1400 枚	8.4 m ³	

資料 4-10-2 飲料水の補給用水源

(上下水道課 平成 30 年 4 月現在)

水源名	所在地	管理者	電話番号	備考 (配水量等)
黒石市上水道赤坂取水場	赤坂字東池田 236-2	黒石市	52-2111	540 m ³ /d
袋地区簡易水道	浅瀬石字龍ノ口 16-2	〃	〃	1,117 m ³ /d
大川原地区簡易水道	大川原字大鉄沢 26-1	〃	〃	149 m ³ /d
南中野地区簡易水道	南中野字井戸沢 56-202	簡易水道組合長	54-8671	116 m ³ /d
温湯地区簡易水道	上山形字田山堰下 64	〃	54-8725	150 m ³ /d
板留地区簡易水道	板留字二ツ石 1-144	〃	54-8359	50 m ³ /d

資料 4-11-1 応急仮設住宅の建設予定場所

(都市建築課 平成 30 年 4 月現在)

予定場所	所在地	面積(m ²)	所有者	予定地の状況	備考
東公園	柵ノ木二丁目 54	19,447	黒石市	上下水道	
御幸公園	内町 31-6	9,409	黒石市	〃	
黒石運動公園	緑ヶ丘 182	165,000	黒石市	〃	

資料 4-11-2 応急住宅関係各種団体

(都市建築課、上下水道課 平成 30 年 4 月現在)

団体名	代表者	所在地	電話番号	備考
(一社)青森県建築士会南黒支部	笥 正明	平川市日沼樋田 2-1	59-1800	
黒石建設協会	中村幸正	八甲 69-17	52-3417	
黒石管工事業協同組合	山田保之	追子野木二丁目 31	53-2361	

資料 4-13-1 除去した障害物の集積場所

(市民環境課 平成 30 年 4 月現在)

集積地	所在地	電話番号	施設処理能力	管理者	備考
黒石地区清掃施設組合ごみ焼却施設	竹鼻字南野田 62-1	53-1222	100t/24h	黒石市長	可燃物
黒石地区清掃施設組合粗大ごみ処理施設	〃	〃	40t/5h	〃	不燃物
沖浦埋立処分地	沖浦字長沢出口地内	080-6034-2345		〃	上記以外

資料 4-13-2 障害物除去に関する資機材等の状況

(総務課 平成 30 年 4 月現在)

区分	ダンプトラック	ショベルローダ	グレーダ
数	1	1	2

資料 4-14-1 生活必需品の主な調達先等

品名	名称	所在地	電話番号	備考
寝具	北友寝具店	浦町二丁目 19	52-3183	
	工藤寝具店	浦町一丁目 1	52-3059	
	西谷ふとん店	柵ノ木一丁目 97	52-4791	
	(株)ビーエス	上町 15-1	53-7057	
衣料品等	上原呉服店	前町 10	52-2328	
	(株)久与	横町 5	52-3423	
	木下商店	北美町二丁目 27-2	52-3570	
	竹谷呉服店	市ノ町 28	52-3935	
	ファッションなるみ	横町 25-4	53-2831	
	又上上原呉服店	中町 22	52-2902	
	ヤマシメ洋品店	横町 12	52-2560	
	(株)三上呉服店	上町 61-2	52-2865	
	(株)山与呉服店	上町 3	52-2921	
	小田桐スポーツ店	市ノ町 44	52-3009	
	ファッションセンター しまむら黒石店	中川字篠村 16-13	59-1357	
	ファミリー衣料ファッション アイ黒石店	ちとせ一丁目 154	53-1175	
	マックハウス アクロス プラザ黒石店	富士見 103-3	53-6075	
	西松屋アクロスプラザ黒 石店	富士見 103-3	52-5671	
日用雑貨	サンワドー(株)黒石店	追子野木三丁目 272-4	53-4101	
	ホームマック黒石店	富士見 98	59-2071	
	(株)江戸っ子や	油横丁 2	52-2345	
	(有)紀文	松原 155	53-3230	
	(有)高谷商店	山形町 10	52-4255	
	ラム・システム(株)	青山 126-2	53-1755	
生活用品全般 (リース)	レンタルのニッケン(株) 青森営業所	青森市第二問屋町 3-5-9	017- 739-1002	
	レンタルのニッケン(株) 弘前営業所	平川市日沼富田 19-7	57-5411	

資料 4 - 15 - 1 救護所設置予定場所

設置予定施設	所在地	電話番号	収容能力	施設状況
老人福祉センター	北美町一丁目 65-1	53-3961	80 人	給湯・暖房設備有り
西部地区センター	西ヶ丘 189-1	53-3036	126 人	〃
東児童センター	東町 54-4	52-3275	66 人	〃
北地区児童センター	小屋敷南 71-4	53-3403	80 人	〃
津軽伝承工芸館	袋字富田 65-1	59-5300	400 人	〃

資料 4-15-2 医薬品等の調達先

(1) 市内の薬店・薬局（医療施設の近隣接型を除く）

名 称	所在地	電話番号	備考
くすりの健康堂	大町一丁目 86-1	53-1314	
くろいし駅前薬店	緑町一丁目 115	52-6350	
藤本薬店	山形町 101	52-2772	
メガ黒石店	ちとせ三丁目 2	52-9887	
(株)薬王堂黒石富士見店	富士見 118	52-2241	
山谷薬店	温湯字鶴泉 53	54-8347	
スーパードラッグアサヒ黒石バイパス店	追子野木一丁目 571-1	59-1267	
ツルハドラッグ黒石店	錦町 8-6	59-0327	
鳴海薬局	元町 118	52-3825	
ひらやま薬局(有)	浜町 2	53-5866	
マルチ薬局(株)	前町 55	52-2251	

(2) 青森県災害時医薬品等備蓄供給事業による要請・調達先（津軽地域保健医療圏）

（県医療薬務課 平成 30 年 4 月 1 日現在）

要 請 先	所 在 地	電話番号	備 考
		FAX 番号	
県医療薬務課（薬務指導グループ）	青森市長島一丁目 1-1	017-734-9289	
		017-734-8089	
県中南地域県民局地域健康福祉部 保健総室（指導予防課）	弘前市大字下白銀町 14-2	33-8521	
		33-8524	
調 達 先 （青森県医薬品卸組合の組合員）	所 在 地	電話番号	調達可能数量
		FAX 番号	
(株)メディセオ弘前五所川原支店	弘前市田町一丁目 7-3	33-7111	県人口の 1% が被災し、災害 発生後の 3 日 間に必要とな る医薬品等
		36-8565	
東邦薬品(株)弘前営業所	弘前市扇町一丁目 1-11	27-8341	
		28-3357	
(株)恒和薬品弘前営業所	弘前市田園二丁目 2-13	26-3700	
		26-3800	
(株)バイタルネット弘前支店	弘前市扇町二丁目 3-1	27-8723	
		27-8725	
(株)スズケン弘前支店	弘前市神田一丁目 2-3	31-3360	
		35-8935	

資料 4-15-3 市内の医療機関一覧

(弘前保健所 平成 30 年 4 月現在)

施設名	所在地	電話番号	診療科目	医療従事者			病床数
				医師	看護師	(助産師)	
黒石病院	北美町一丁目 70	52-2121	内、外、小児、脳外、整形、産婦、眼、耳鼻、放、泌尿、麻酔、リハビリ、皮膚、神経内、糖内、分内	常 25	常 116		257
黒石厚生病院	黒石字建石 9-1	52-4121	内、外、婦、放、心外、麻酔	常 9	常 83		療養型 114 一般 99
黒石あけぼの病院	あけぼの町 52	52-2877	精神、神経、内、心療内	常 3 非 3	常 28		精神 193
兼平医院	市ノ町 18	52-3305	内、小児、放	1	2		0
山谷胃腸科内科	温湯字上川原 7-10	54-8370	内、胃腸、循、小児、呼吸器	1	2		0
佐々木内科 小児科医院	山形町 73	53-5125	内、小児、放	1	2		0
田村眼科	一番町 183	53-1256	眼	1	10		10
レディース・ みかみクリニック	前町 49	52-8618	小児、内、産、婦、泌尿、性病、放	1	2		0
寿町クリニック	寿町 43-3	52-5420	内、外、婦	1	4		0
かきさか医院	寿町 16	53-2255	内、外、小児、皮膚	2	7		0
古川泌尿器科	旭町 9-12	53-6565	泌尿、小児、内、外、皮膚	1	2		0
津軽保健生活 協同組合健生 黒石診療所	ちとせ三丁目 6	53-3015	内、呼、消、循、理学、放、神経内、小児	1	4		0
盛耳鼻咽喉科	浜町 3	53-1187	耳、気管	1	3		0
たかはし内科循環 器科クリニック	ぐみの木一丁 目 67-1	59-2200	内、呼、胃腸、循環	1	5		0
工藤さとの整形 外科クリニック	野添町 64-3	59-0345	整形、リハビリ、リウマチ	1	4		0
ちとせクリニック	ちとせ一丁目 139	53-7228	内	1	0		0
はなぞの小児科 クリニック	花園町 62-1	59-2600	内、小児、皮膚	1	2		0
養護老人ホーム 景楓荘診療所	赤坂字池田 133-1	53-0611	内	1	1		0
馬場尻すみれ 診療所	馬場尻南 58	53-3018	内、精神	1	7		0
黒石特別養護老人 ホーム	赤坂字池田 136	53-3325	内	1	9		0
山郷館くろいし 医務室	八甲 64-1	53-3070	内	1	4		0

資料 4-17-1 黒石市車両一覧表

(総務課 平成 30 年 4 月現在)

区 分	乗用車	貨物車	特殊車両	軽乗用車	自家用乗合	消防車両	計
総 務 課	7		1	2	1	49	60
市 民 環 境 課		1	2	2			5
企 画 課				1			1
税 務 課		1		1			2
収 納 課				1			1
国 保 年 金 課				2			2
健 康 推 進 課	1			1			2
福 祉 総 務 課	3				2		5
介 護 保 険 課				1			1
地域包括支援センター				1			1
生 活 福 祉 課				1			1
農 林 課	1						1
観 光 課				1			1
土 木 課		3	8				11
都 市 建 築 課		2	4	1			7
上 下 水 道 課	2		1	2			5
農 業 委 員 会				1			1
学 校 教 育 課		1					1
社 会 教 育 課		1					1
黒 石 病 院	2						2
合 計	16	9	16	18	3	49	111

資料 4-17-2 市所有以外の自動車

(1) 貨物自動車（営業用トラック）の調達

(公社)青森県トラック協会 青森市大字荒川字品川 113-3 TEL 017-729-2000 FAX 017-729-2266
南黒支部 黒石市松原 107 TEL 0172-52-7339 FAX 0172-52-9211

種別 支部	一般 (特積・その他)		限定		特 定		霊 柩		利用 事業 者数	計	
	事業者数	車両台数	事業者数	車両台数	事業者数	車両台数	事業者数	車両台数		事業者数	車両台数
南 黒	36	664	1	4			4	19	1	42	687

(2) バスの調達

(公社)青森県バス協会 青森市大字浜田字豊田 139-21 TEL 017-739-0571 FAX017-739-0573
(市内及び近隣地域)

会 員 名	代表者	住 所	電話番号 FAX 番号	乗合	車 両 数			
					大型	中型	小型	計
弘南バス(株)	山口 健六	弘前市駅前二丁目 14-2	32-2241	265	51	5	9	65
			32-3558					
(株)前田観光タクシー	前田清津子	弘前市賀田二丁目 11-2	82-4150		3		2	5
			82-4888					
弘都交通(株)	西川 盛良	弘前市和泉二丁目 7-11	29-2324		8		1	9
			26-2833					
北彩観光(株)	船水八重樹	青森市浪岡徳才子字山本 96-1	62-1211		3	1	2	6
			62-1221					
白神観光バス(有)	三上 富藏	弘前市黒土字山下 41	86-2016		4		1	5
			86-2017					
(株)アップル観光バス	須藤 秀光	黒石市追子野木三丁目 460-1	59-3111		3	1	7	11
			52-5511					
北星交通(株)	下山 清司	弘前市本町 64-3	32-0272				3	3
			33-3636					
(株)ビッグ・ウィング	中嶋 鉄義	弘前市末広二丁目 66-7	26-2455		5		3	8
			26-2456					

資料 4-17-3 ヘリコプター離着陸場所

(弘前地区消防事務組合消防本部警防課 平成 30 年 4 月現在)

No.	発着地点	管 理 者	所在地	周囲の状況等
1	黒石運動公園	黒石市	緑ヶ丘 136	芝地
2	黒石・浅瀬石橋	青森県	追子野木一丁目 562 地先	草地（河川敷）
3	黒石高等学校	学校長	西ヶ丘 65	土、要散水
4	黒石商業高等学校	学校長	あけぼの町 97-2	土、要散水
5	旧東英中学校	黒石市	上山形字境沢口 28	土、要散水
6	ちとせ公園（中央広場）	黒石市	ちとせ二丁目 102	草地
7	六郷小学校	学校長	三島字宮元 380-1	土、要散水
8	旧六郷中学校	黒石市	上十川字村元一番 60	草地
9	なごみホール黒石	(株)ハラコ企画	浅瀬石字村上 341-1	アスファルト
10	津軽伝承工芸館 憩いの広場	(株)ツガルサイコー	袋字富山 65-1	草地、 北東側高圧線有
11	虹の湖公園駐車場	(一財)黒石市 観光開発公社	沖浦字山神 1-5	アスファルト
12	沖揚平かあさんの店	福士喜代治	大川原字蛭貝沢 106-1	土・砕石、要散水
13	旧厚目内小中学校	黒石市 教育委員会	沖浦字大巻前 46	草地

※ No.1・2 は航空法第 79 条に基づく青森県防災ヘリコプター「しらかみ」の飛行場外離着陸場（所管：県防災危機管理課）、No.1～13 は青森県ドクターヘリ・ランデブーポイント（所管：県医療業務課）である。

資料 4-18-1 市内における日赤奉仕団、ボランティア団体の現況

(福祉総務課、社会教育課、黒石市社会福祉協議会 平成 30 年 4 月現在)

No.	団体名	代表者	事務局連絡先	電話番号	構成員数	活動内容
1	黒石市赤十字奉仕団	須藤 孝子	福祉総務課	52-2111	157 人	社会福祉
2	黒石市老人クラブ連合会	棟方 義光	老人福祉センター	53-3961	1,454 人	〃
3	黒石市理容ボランティアグループ	村上 尚	社会福祉協議会	52-2674	4 人	散髪奉仕
4	県点訳朗読奉仕会黒石分団	加賀谷 治	〃	〃	12 人	点字訳
5	(公社)黒石青年会議所	高木 雄平	〃	〃	35 人	社会福祉
6	黒石手話サークル「虹」	鳴海 恵子	〃	〃	20 人	手話通訳
7	おもちゃの図書館～“わ”～の部屋	斎藤 準也	〃	〃	15 人	障害児福祉
8	黒石地区更生保護女性会	木村まゆみ	〃	〃	33 人	犯罪防止
9	黒石市手をつなぐ育成会	渡辺 嘉次			40 人	知的障害者福祉
10	社会福祉サークル「... だもんね。」	高橋 憲央	社会福祉協議会	52-2674	6 人	社会福祉
11	黒石市開発青年隊	佐藤 秀人	〃	〃	9 人	環境整備
12	サークル・パセリ	高橋すが子	〃	〃	16 人	精神障害者福祉
13	生田流日本当道会山崎社中	山崎みつ子	〃	〃	15 人	琴演奏
14	おりがみボランティア遊遊	松田ヤチエ	〃	〃	10 人	折紙制作
15	喫茶ボランティア鈴鈴	佐藤 正子	〃	〃	12 人	喫茶提供
16	NPO 法人あおぞら作業所	佐藤 覚治	〃	〃	17 人	障害者福祉
17	声の広報「こんぺいとう」		福祉総務課	52-2111	6 人	市報朗読
18	こみせ観光ボランティアガイドの会	小野せつ子	黒石観光協会	52-3488	45 人	観光案内
19	黒石市子ども会育成連合会	久保田 稔	社会教育課	52-2111	902 人	青少年健全育成
20	子どもを考えるサークルもつけっこ	乗田 朋宏	社会福祉協議会	52-2674	20 人	児童福祉
21	黒石市民生委員児童委員協議会	田中 禧六	〃	〃	92 人	地域福祉
22	黒石市食生活改善推進員	松井 良子	健康推進課	52-2111	280 人	食生活改善
23	黒石市連合婦人会	須藤 孝子	社会教育課	〃	210 人	社会福祉
24	福祉安心電話協力員		社会福祉協議会	52-2674	4 人	安否確認
25	ほのぼの交流協力員		〃	〃	298 人	〃
26	追子野木いちいの会	佐藤 幸雄	追子野木会館	53-2231	27 人	地域福祉
27	大正琴あじさいサークル	大溝ヨシ子		52-9196	12 人	大正琴演奏
28	各地区社会福祉協議会	地区会長	社会福祉協議会	52-2674	10 団体	地域福祉

資料 4-18-2 関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等一覧

区分	1	2			3			4	5
対象になる作業	災害応急対策作業	災害救助作業			災害応急対策作業			消防作業	水防作業
	(1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (2) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (4) 犯罪の防止、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (5) 緊急輸送の確保に関する事項 (6) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項	被災者の救護、救助、その他保護に関する事項			消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置に関する事項				
執行者	知事 (市町村長)	知事	東北運輸局長	知事	市町村長	警察官 海上保安官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	消防吏員 消防団員	水防管理者・水防団長・消防機関の長
根拠法令	災害対策基本法第71条第1項 (災害対策基本法第72条第2項)	災害救助法 第7条第1項 第7条第2項 第8条			災害対策基本法 第65条第1項 第65条第2項 第65条第3項			消防法 第29条第5項	水防法 第24条
種類	従事命令 協力命令	従事命令	協力命令	従事命令	協力命令	従事		従事	従事
対象者	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 土木、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 鉄道事業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送事業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者	救助を要する者及びその近隣の者	輸送関係者 (1の(6)～(10)に掲げる者)	1と同じ	1と同じ	市町村の区域内の住民又は応急措置の実施すべき環境にある者		火災の現場付近にある者	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
令公用書	公用令書を交付(様式県施行細則第9条、第11条)								

区分		1	2	3	4	5
費用	実費弁償	県施行細則に定める額を支給	県施行細則に定める額を支給			
	損害補償	災害救助法施行令に定める額を補償		市町村条例で定める額を補償 （「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」中、消防作業従事者、水防作業従事者に係る規定の定める額）	3に同じ	3に同じ

資料 4-20-1 防疫用薬剤の調達先

(1) 市内の薬店・薬局（医療施設の近隣接型を除く）

名 称	所在地	電話番号	備考
くすりの健康堂	大町一丁目 86-1	53-1314	
くろいし駅前薬店	緑町一丁目 115	52-6350	
藤本薬店	山形町 101	52-2772	
メガ黒石店	ちとせ三丁目 2	52-9887	
(株)薬王堂黒石富士見店	富士見 118	52-2241	
山谷薬店	温湯字鶴泉 53	54-8347	
スーパードラッグアサヒ黒石バイパス店	追子野木一丁目 571-1	59-1267	
ツルハドラッグ黒石店	錦町 8-6	59-0327	
鳴海薬局	元町 118	52-3825	
ひらやま薬局(有)	浜町 2	53-5866	
マルチ薬局(株)	前町 55	52-2251	

(2) ホームセンター

名 称	所在地	電話番号	備考
サンワドー(株)黒石店	追子野木三丁目 272-4	53-4101	
ホームマック黒石店	富士見 98	59-2071	

(3) 青森県災害時医薬品等備蓄供給事業による要請・調達先（津軽地域保健医療圏）

（県医療薬務課 平成 30 年 4 月 1 日現在）

要 請 先	所 在 地	電話番号	備 考
		FAX 番号	
県医療薬務課（薬務指導グループ）	青森市長島一丁目 1-1	017-734-9289	
		017-734-8089	
県中南地域県民局地域健康福祉部 保健総室（指導予防課）	弘前市大字下白銀町 14-2	33-8521	
		33-8524	
調 達 先 （青森県医薬品卸組合の組合員）	所 在 地	電話番号	調達可能数量
		FAX 番号	
(株)メディセオ弘前五所川原支店	弘前市田町一丁目 7-3	33-7111	県人口の 1% が被災し、災害 発生後の 3 日 間に必要とな る医薬品等
		36-8565	
東邦薬品(株)弘前営業所	弘前市扇町一丁目 1-11	27-8341	
		28-3357	
(株)恒和薬品弘前営業所	弘前市田園二丁目 2-13	26-3700	
		26-3800	
(株)バイタルネット弘前支店	弘前市扇町二丁目 3-1	27-8723	
		27-8725	
(株)スズケン弘前支店	弘前市神田一丁目 2-3	31-3360	
		35-8935	

資料 4-21-1 災害廃棄物処理班編成一覧

ア ごみ処理班

市民環境課

班名	責任者	班員	機械器具等(トラック)	地域分担	処理場
清掃班	市民環境課長	3名	1台	市全域	黒石地区清掃施設組合

イ し尿処理班

市民環境課

班名	責任者	班員	機械器具等(トラック)	地域分担	処理場
特別清掃班	許可業者	14名	黒石衛生社 3台 黒石清掃社 2台 久保田衛生社 2台 三協衛生 1台	市全域	津軽広域クリーンセンター

資料 4-21-2 ごみ及びし尿処理施設

(市民環境課 平成 30 年 4 月現在)

施設名	所在地	電話番号	処理能力	処理方法
黒石地区清掃施設組合 ごみ処理施設	竹鼻字北野田 470	53-1222	100 t/日	焼却
黒石地区清掃施設組合 粗大ごみ処理施設	竹鼻字北野田 468～474	〃	40 t/5H	破碎・圧縮
沖浦埋立処分地	沖浦字長沢出口地内	080-6034 -2345		埋立・覆土
津軽広域クリーンセンター し尿処理施設	弘前市津賀野字浅田 1273	31-1201	116 kl/日	夾雑物除去、希釈投入方式

資料 4-21-3 業者所有の収集運搬資機材

(市民環境課 平成 30 年 4 月現在)

種別	名 称	責 任 者	所 在 地	電 話 番 号	品名及び数量		
					ごみ 収集車	汲取車	
一般廃棄物処理業許可者	ごみ	津軽第一運輸(有)	佐藤 更一	花巻字村下平 3-1	53-1128	1	
		(有)東北クリーン	三上 博明	弘前市土堂早川 276-1	33-1919	7	
		(株)あすなろクリーン	井筒 清孝	牡丹平字福民北 78-9	53-8693	11	
		(株)津軽環境	北山 正美	中川字篠村 218	53-7650	11	
		(株)北日本流通センター	鈴木 貴彦	境松字村井 151-1	53-6635	1	
		(公社)黒石市シルバー人材センター	村上 豊継	内町 61-1	52-5131	3	
		三栄急送(株)	佐藤 知香	浅瀬石字稲村 34-5	59-1818	3	
委託業者	可燃	(株)村上クリーン	村上 昭男	牡丹平字福民北 78-80	52-9314	1	
		(有)北翔運輸	工藤 英一	東馬場尻字八幡田 9-4	53-8391	1	
		(株)葛西クリーン	葛西 真治	平川市新屋町字松久 10-2	57-4949	1	
		(株)藤崎清掃	山内 哲則	藤崎町福島字宮元 45-8	65-3538	1	
		(株)浪岡清掃	海老名 永造	青森市浪岡女鹿沢字東種本 37-6	62-9565	1	
		(株)和光	福士 正喜	平川市新山字早稲田 115-1	57-4605	2	
	不燃	南貨物自動車(株)	横山 博文	松原 142	52-2361	1	
		(有)大谷産業	大谷 銀作	中川字篠村 50-8	52-6763	1	
		(株)藤田清掃	藤田 豊	青森市浪岡大字高屋敷字後田 29-11	62-3399	1	
	資源		田沢 純弥	田舎館村諏訪堂字川口 79-1	58-4800	4	
			後藤 剛	ちとせ一丁目 109	78-0803	2	
			村岡慶一郎	八甲 101-18	52-6366	3	
			山口 義正	赤坂字野崎 70-5	52-6885	2	
			越野 俊造	追子野木三丁目 74-1	52-3238	3	
		(有)大谷産業	大谷 銀作	中川字篠村 50-8	52-6763	3	
	一般廃棄物処理業許可者	し尿	(有)黒石衛生社	須藤 順子	花巻字村下平 1-8	54-8343	
(有)黒石清掃社			阿保 恵一	花巻字村下平 9-2	52-4157		2
(株)久保田衛生社			小林 直	鍛冶町 38	52-2076		2
三協衛生			山崎ときゑ	乙徳兵衛町 19	52-5028		1

資料 4-23-1 各学校ごとの代替予定施設

(学校教育課 平成 30 年 5 月 1 日現在)

学 校 名	児童生徒数	予 定 場 所	収容能力
黒 石 小 学 校	166 人	中 郷 中 学 校	840 人
黒 石 東 小 学 校	300	黒 石 中 学 校	520
六 郷 小 学 校	158	黒 石 中 学 校	520
中 郷 小 学 校	261	中 郷 中 学 校	840
北 陽 小 学 校	93	中 郷 中 学 校	840
東 英 小 学 校	76	黒 石 中 学 校	520
牡 丹 平 小 学 校	49	黒 石 中 学 校	520
浅 瀬 石 小 学 校	79	黒 石 中 学 校	520
追 子 野 木 小 学 校	186	黒 石 中 学 校	520
黒 石 中 学 校	495	黒 石 東 小 学 校	520
		牡 丹 平 小 学 校	320
		六 郷 小 学 校	320
		東 英 小 学 校	240
		浅 瀬 石 小 学 校	320
		追 子 野 木 小 学 校	240
中 郷 中 学 校	324	黒 石 小 学 校	360
		中 郷 小 学 校	880
		北 陽 小 学 校	280

※収容能力は、予定場所の応急教室数×40人とした。

資料 4-23-2 教育施設の現況

(1) 学校施設の状況

(学校教育課 平成 30 年 5 月 1 日現在)

学校名	所在地	教室数	応急教室数 (特別教室等)	教職員数		児童・ 生徒数 (人)	屋内体 育施設面 積 (㎡)	応急の教育 時収容可能 人員数(人)
				教員	その他			
黒石小学校	黒石字砂森 76	10	9	17	3	166	871	360
黒石東小学校	春日町 70	14	13	24	5	300	913	520
六郷小学校	三島字宮元 380-1	8	8	14	8	158	878	320
中郷小学校	ぐみの木二丁目 77	14	22	27	5	361	838	880
北陽小学校	小屋敷字馬場尻道添 12-2	7	7	12	2	93	825	280
東英小学校	上山形字築館 9-1	7	6	14	2	76	856	240
牡丹平小学校	牡丹平字諏訪野平 9	6	8	15	4	49	720	320
浅瀬石小学校	浅瀬石字村上 160	8	8	14	3	79	802	320
追子野木小学校	追子野木三丁目 145-1	9	6	15	8	186	857	240
黒石中学校	柵ノ木四丁目 1	18	13	38	6	495	1,596	520
中郷中学校	株梗木字中渡 1-1	12	21	26	7	324	1,609	840

※応急の教育時収容可能人員数は、応急教室数×40人とした。

(2) 学校以外の教育施設

(社会教育課 平成30年 5 月 1 日現在)

施設名	所在地	施設概況	概況		応急の教育 時収容可能 人員数(人)
			建築延床面積	敷地面積	
中郷公民館	小屋敷字宮岸 21-4	木造平屋建	469 ㎡	1,013 ㎡	
六郷公民館	赤坂字野崎 1	鉄筋コンクリート造平屋建	1,053 ㎡	6,730 ㎡	
山形公民館	温湯字派 15-1	木造及び一部鉄骨平屋建	677 ㎡	3,621 ㎡	
浅瀬石公民館	浅瀬石字村上 123-2	木造平屋建	644 ㎡	2,178 ㎡	
東公民館	春日町 20-9	木造 2 階建	667 ㎡	1,562 ㎡	
中部公民館	北美町一丁目 65-1	鉄骨造 2 階建	729 ㎡	2,322 ㎡	
牡丹平公民館	牡丹平字諏訪野平 6	木造平屋建	385 ㎡	1,653 ㎡	
上十川公民館	上十川字留岡一番 17-2	鉄骨造平屋建	749 ㎡	2,772 ㎡	
西部地区センター	西ヶ丘 189-1	鉄骨造平屋建	704 ㎡	3,798 ㎡	

資料 4-28-1 協定の締結状況（消防及び行政機関）

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定	平成 18 年 9 月 29 日	青森県内 40 市町村	災害時相互応援
青森県消防相互応援協定 ※	平成 5 年 2 月 25 日	青森県内 67 市町村、13 一部事務組合	災害、火災、救急救助
水道災害相互応援協定 ※	昭和 44 年 4 月 1 日	青森県及び 67 市町村	水道
浅瀬石川ダム放流警報装置等による災害情報等の伝達に関する協定	平成 20 年 10 月 1 日	国土交通省東北地方整備局浅瀬石川ダム管理所	情報伝達
災害時における浅瀬石川ダム周辺施設の利用に関する協定	平成 21 年 7 月 23 日	国土交通省東北地方整備局浅瀬石川ダム管理所	施設利用
災害時の情報交換に関する協定	平成 24 年 2 月 13 日	国土交通省東北地方整備局	情報交換、職員派遣

※市町村合併後、未調整の協定

資料 4-28-2 協定の締結状況（防災関係機関等）

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
災害時の医療救護に関する協定	平成 3 年 4 月 1 日	南黒医師会	医療救護
災害時における黒石市内郵便局、黒石市間の協力に関する覚書	平成 9 年 10 月 17 日	黒石市内郵便局	被災状況等の情報提供
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	平成 22 年 10 月 29 日	黒石建設協会	応急復旧
災害時等における応急活動の協力に関する協定	平成 20 年 1 月 28 日	黒石市管工事業協同組合	給水、応急復旧
災害時における応急対策業務（電気工事）に関する協定	平成 18 年 12 月 28 日	黒石電気工事業連絡会	応急復旧
災害時における復旧活動の協力に関する協定	平成 20 年 3 月 25 日	東北電力株式会社弘前営業所	施設提供
災害復旧時の協力に関する協定	平成 23 年 5 月 2 日	東日本電信電話株式会社青森支店	応急復旧
災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定	平成 24 年 3 月 19 日	株式会社 N T T ドコモ東北支社青森支店	応急復旧
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成 25 年 4 月 18 日	社会福祉施設を運営する社会福祉法人・民間事業者 (10 法人・事業所、15 施設)	福祉避難所の設置運営
災害時における相互協力に関する協定	平成 26 年 3 月 27 日	株式会社ユニバース	食料品、日用品等の供給

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定	平成 26 年 12 月 18 日	一般社団法人青森県エルピーガス協会	液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達
災害時における相互協力に関する協定	平成 27 年 2 月 19 日	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社	飲料水の供給
災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	平成 29 年 9 月 21 日	一般社団法人青森県解体工事業協会津軽支部	災害建築物の解体、撤去
災害時における緊急輸送等の協力に関する協定書	平成 30 年 11 月 30 日	棟方商事有限会社	自動車等の供給協力

資料 4-29-1 災害時における自衛隊の応援部隊に係る活動拠点候補地一覧

施設名	所在地	施設の面積 (㎡)	設備・付属施設	ヘリポート	部隊規模
黒石運動公園	緑ヶ丘 182	165,000	電源、水道、トイレ 7 箇所、陸上競技場 管理棟（上下水道）	大型ヘリの 駐機可能	1,200 人
虹の湖公園	沖浦字山神 1 番 5	47,502	電源、水道、トイレ 3 箇所	大型ヘリの 駐機可能	600 人

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

資料5-1-1 堆雪場

(土木課 平成30年4月現在)

名称	場所	規模(m ²)	備考
黒石市民専用雪置場	迫子野木字長谷川地内 (浅瀬石橋右岸入口から300m上流)	8,000 m ²	県管理河川敷 占用許可場所